

北上市パートナーシップ宣誓制度

問い合わせ先
北上市地域づくり課
多様性社会推進係
電話：0197-72-8300



本制度は、様々な生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々の気持ちに寄り添い、パートナー及び家族であることが尊重され、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指しています。

パートナーシップ宣誓制度とは

「パートナーシップ宣誓制度」とは、同性カップルの婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自に性的マイノリティ（LGBTQ+）カップルに対して、「結婚に相当する関係」とする証明書を交付し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするものです。

近年、パートナーシップ宣誓制度を導入する自治体が徐々に広がっており、北上市では令和6年4月から制度を開始しました。パートナーシップ宣誓制度は、自治体ごとに内容（対象・要件等）が異なり、性的マイノリティの方々に限らず、事実婚カップル、子や親も制度の対象としている自治体もあります。

北上市パートナーシップ宣誓制度とは

戸籍上の性別にかかわらず、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活で継続的に責任を持って協力し合うことを約束した、双方又は一方が性的マイノリティである2人が、市にパートナーシップ関係にあることを届出・宣誓を行い、市がその宣誓書を受領したことを公に証明する「受領証等」を交付いたします。

また、宣誓する2人の子や親を加えて宣誓することができます。

制度開始によって何が変わるの？

本制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、誰もが人生のパートナーや家族と共に安心して暮らすことができるよう、市民や事業者の皆様へ性の多様性について理解を広げ、深めていくことを目指しています。

また、パートナーと共に各種サービスを受けられる場面が増えます。

利用可能な市のサービス

- ・市営住宅への入居申込み
- ・り災証明書の申請（火災を除く）
- ・北上市親元就農支援事業費補助金の申請
- ・世帯が同一の場合、住民票の続柄を「縁故者」とすることが可能

次のすべての要件を満たす双方又は一方が性的マイノリティである2人が制度を利用できます。

1. 成年（満18歳）に達していること
 2. 少なくとも一方が市内在住（市内への転入予定者含む）
 3. 配偶者がいないこと
 4. 他の人とパートナーシップ関係にないこと
 5. 民法で定められている近親者でないこと
 6. 過去に北上市でパートナーシップ宣誓を無効とされたことがないこと
- 家族として、子や親を加えて宣誓する場合、次の書類が必要となります。
- i. 戸籍全部事項証明書その他親子関係を証明する書類
 - ii. 当該子又は親の同意書（15歳未満の子は不要）

性の多様性について

一人ひとりに個性・特徴があるように、性自認や性的指向の組み合わせにより、様々な性のあり方があります。

L レズビアン
女性として女性が好きな人

G ゲイ
男性として男性が好きな人

B バイセクシュアル
男性も女性も好きになる人

T トランスジェンダー
生まれた時の性別とは異なる性を自認する人

Q クエストチョニング・クィア
自身の性自認や性的指向がわからない、はっきりしていない人やあえて決めない人。LGBTに当てはまらない性的マイノリティや、性的マイノリティを広範囲に包括する概念。

+ プラス
性にグラデーションがあり、それぞれが十人十色、様々な性を持っている。そのほかの、様々なセクシュアリティを表している。

手続きの流れ

宣誓日を予約する（担当：地域づくり課）

1. 宣誓要件の確認をします。
2. 宣誓を希望する日の原則10日前までにメール又は電話で、地域づくり課へ予約をしてください。

（注）宣誓日は、土日・祝日、年末年始を除く平日9時～17時まで

宣誓希望日予約について、以下の内容を教えてください。

- ・宣誓希望日・時間帯（午前・午後）の第3希望まで
- ・宣誓をしようとする2人の氏名（フリガナ）
- ・日中連絡の取れる連絡先

（注）宣誓日予約の際、宣誓届の内容を教えてくださいと、宣誓日当日の手続きがスムーズになります。

予約の日時が確定次第、市からメール又は電話でご連絡します。

必要書類*1を準備のうえ、宣誓日当日にご持参ください。

※1 必要書類は市ホームページから確認願います。

宣誓日当日

（場所：北上駅西口前 おでんせプラザぐろーぶ3階）

1. 指定された日時に必要書類を持参し、必ず2人でお越しください。
2. 提出書類に不備がない場合、宣誓書に署名していただきます。
3. 宣誓書に署名後、受領証等*2の交付いたします。

（注1）書類の確認から受領証等の交付まで、1時間程度お時間をいただきます。

（注2）内容に不備や不足等がある場合、宣誓日を延期することもあります。

（注3）宣誓に加える子又は親の同行は必要ありません。

<担当>/<受付窓口>

岩手県北上市大通り一丁目3番1号 おでんせプラザぐろーぶ3階

北上市まちづくり部地域づくり課多様性社会推進係

電話：0197-72-8300（係直通）

メール：chiiki@city.kitakami.iwate.jp

※2 受領証等：北上市パートナーシップ宣誓書受領証及び北上市パートナーシップ宣誓書受領証カードのこと



受領証等の提示を受けた場合、ご協力をお願いします

事業者の皆様さまにおかれましては、受領証等の提示を受けた場合は、趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えますよう、ご理解ご協力をお願いいたします。

また、受領証等を提示した2人の関係について、本人の同意なく、第三者へ伝えることのないように十分にご注意ください。

■身近に「いない」と思っていますか？

LGBTQ+の人であるかそうでないかは、見た目にはわからないことが多く、「身近にいない」、「会ったことがない」と思っている人も多いと思います。しかし、国、地域、年代を問わず、人口比は約3～10%と推計され、血液型のAB型の人や、左利きの人割合に近い数値です。

■カミングアウト

カミングアウトとは、自らの意志で自身の性自認や性的指向を周りの人に打ち明けることを言います。

■アウトティング

本人の同意なく性のあり方を第三者に対して暴露する「アウトティング（outing）」は、重大な人権侵害であり、命にかかわるような場合もあります。本人の了承なく、たとえ親戚切心からだとしても、他の人に伝えることは絶対にしてはいけません。

また、カミングアウトした相手が職場の同僚や、学校等で先生が情報共有のため職員で共有すること等も、アウトティングに当たるため注意が必要です。

北上市パートナーシップ宣誓書受領証による利用可能な市・民間サービス等について

北上市パートナーシップ宣誓書受領証を提示により利用可能な市のサービス等

【令和8年4月1日時点】

No.	制度・サービス名	内容	担当課
1	市営住宅の入居	市営住宅への入居が可能。	都市計画課 (0197-72-8278)
2	り災証明書の申請 (火災を除く)	り災証明書の申請、受領が可能。	危機管理課 (0197-72-8306)
3	北上市親元就農支援 事業費補助金	三親等以内の市内に住所を有する農業経営者と同様に扱い、補助金の申請が可能。	農業振興課 (0197-72-8239)
4	住民票の続柄の記載	世帯が同一の場合、住民票の続柄を「縁故者」とすることが可能。	市民課 (0197-72-8200)

※制度・サービスごとに所定の要件があります。詳しくは事前に担当課にお問い合わせ願います。

<参考> 宣誓をしなくても利用可能な市のサービス

【令和8年4月1日時点】

No.	制度・サービス名	内容	担当課
1	納税相談	市税等の納税相談が可能。 (納税通知書等の持参が必要)	収納課 (0197-72-8253)
2	福祉タクシー券の申請	重度身体障がい者等に対し、タクシー料金の一部を助成する手続き。家族による代理手続きと同様に申請が可能。	障がい福祉課 (0197-72-8216)
3	保育園への送迎	事前に園に連絡しておけば、通常の送迎ではない人（家族、親戚、友人等）が送迎可能。	子育て支援課 (0197-72-8260)
4	介護保険要介護・ 要支援認定申請	家族同様に本人の代理で申請が可能。	長寿介護課 (0197-72-8217)
5	住民票の交付	同一世帯員の場合、委任状なく申請、受領が可能。	市民課 (0197-72-8200)
6	生活保護の申請	同居親族、血縁関係者等の制限なく手続きが可能。	地域福祉課 (0197-72-8215)
7	産前教室 (妊娠中～出産後の各種教室)	パートナーと一緒に教室に参加可能。 パートナーの子の保護者として教室に参加可能。	こども家庭センター (0197-72-8298)
8	母子健康手帳の交付	妊婦本人が来庁できない場合、パートナーは配偶者等と同様に代理申請可能。	
9	北上市奨学金の貸与	申請者の世帯に属していれば保証人となることが可能。	教育部総務課 (0197-72-8256)

※制度・サービスごとに所定の要件があります。詳しくは事前に担当課にお問い合わせ願います。

※上記以外に委任状で利用可能な制度もあります。

県・民間等のサービスについて

【令和8年4月1日時点】

民間サービスについては、それぞれの事業者の判断となりますが、先行都市においては、以下のような例が見られます。

詳しくはそれぞれの企業等にお問い合わせください。

No.	分野	内容
1	携帯電話会社	利用料金の家族割適用
2	金融機関	住宅ローンなど
3	不動産業	賃貸パートナーとの入居
4	生命保険会社	生命保険の死亡保険金受取人の指定
5	自動車保険会社	特約等に置けるパートナーの適用
6	医療機関	患者との面会、病状説明等

※ パートナーシップ受領証を活用している北上市内の主な病院

No.	医療機関名	内容	お問い合わせ先
1	岩手県立中部病院	パートナーシップ関係にある者への患者との面会手続、病状説明等	岩手県医療局医事企画課 (019-629-6342)
2	北上駅前病院	パートナーシップ関係にある者への患者との面会手続、病状説明等	北上駅前病院 (0197-72-7787)

詳しくはそれぞれの病院にお問い合わせください。